

令和 2 年

市議会 1 1 月臨時会議案参考資料

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第 1 条関係）
 （議案第 6 6 号、参考資料）

改正後（令和 2 年12月 1 日）		改正前
（期末手当） 第 6 条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等 にあっては、任期が満限に達し、退職し、除名され、死亡し、又 は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額に 100分の165を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその 者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗 じて得た額とする。 （1）～（4） 略	（期末手当） 第 6 条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等 にあっては、任期が満限に達し、退職し、除名され、死亡し、又 は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額に 100分の170を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその 者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗 じて得た額とする。 （1）～（4） 略	（期末手当） 第 6 条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等 にあっては、任期が満限に達し、退職し、除名され、死亡し、又 は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額に 100分の170を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその 者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗 じて得た額とする。 （1）～（4） 略
3 略		3 略

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和3年4月1日）	改正前（令和2年12月1日）
(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等） にあつては、任期が満限に達し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額に <u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるそ の者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等） にあつては、任期が満限に達し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額に <u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるそ の者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗 じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第 1 条関係）
（議案第 6 7 号、参考資料）

改正後（令和 2 年12月 1 日）		改正前
（期末手当） 第 5 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略	（期末手当） 第 5 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略	

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和3年4月1日）	改正前（令和2年12月1日）
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）

（議案第68号、参考資料）

改正後（令和2年12月1日）	改正前
（期末手当） 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 略	（期末手当） 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 略

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和3年4月1日）	改正前（令和2年12月1日）
（期末手当） 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 略	（期末手当） 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 略

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ(△0.05月分)

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

Ⅰ 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

Ⅱ ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施(完了率80.3%)
 なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月 (公務の支給月数 4.50月)

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30月(支給済み)	1.25月(現行1.30月)
勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)
3年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳 [対前年 △2,255円、△0.2歳]

報 告 の 骨 子

○ 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差（△0.04%）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △164円 △0.04%

〔行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〕

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

（参考）ボーナスの改定（令和2年10月7日勧告）

民間の支給割合（4.46月）との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

